

平成 29 年 6 月 7 日

## 海上保安庁告示のお知らせ

告示に伴って工事海域、期間においては、**工事作業船以外の船舶の航行が制限**されています。付近航行船舶は、同制限海域に進入しないよう十分注意して航行してください。

### 海上保安庁告示第 21 号

海上交通安全法(昭和 47 年法律第 115 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成 29 年 6 月 5 日

海上保安庁長官 中島 敏

### 備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海 域	期 間	船 舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第 1 号に掲げる地点と第 4 号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 1 北緯 34 度 21 分 20.9 秒東経 133 度 43 分 16.5 秒 2 北緯 34 度 21 分 6.6 秒東経 133 度 43 分 22.9 秒 3 北緯 34 度 21 分 0.8 秒東経 133 度 43 分 4 秒 4 北緯 34 度 21 分 15.1 秒東経 133 度 42 分 57.7 秒	平成 29 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで	上欄に掲げる海域におけるしゅんせつ工事に従事する船舶以外の船舶

注 上記告示内の上欄は海域の欄、中欄は期間の欄、下欄は船舶の欄のことをさします

### その他

浚渫工事中は、工事海域付近において電光標示板を設置した警戒船等 3 隻が警戒にあたっています。

浚渫工事中は、工事海域に灯浮標 9 基(塗色黄色、灯質黄色・4 秒 1 閃、同期点滅)が設置されています。

工事の変更に伴って、本告示の期間等は変更することがあります。

お問合せ先

第六管区海上保安本部交通部航行安全課 tel082 - 251 - 5111

# 位置図

